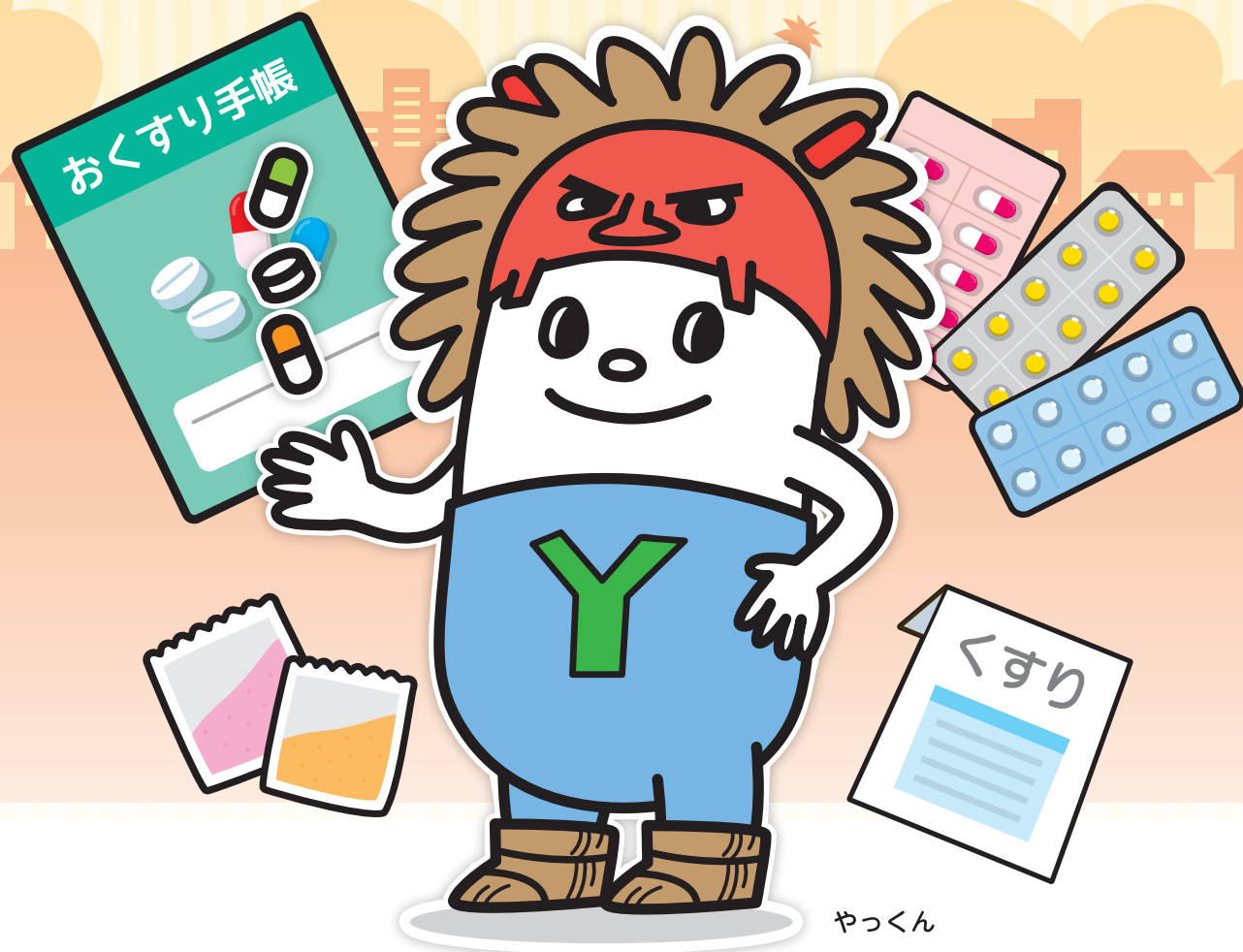


薬と健康の週間



薬のこと、健康のこと、みつけましょう、
あなたのそばに相談相手

薬と健康の週間
10月17日(水)～23日(月)

- かかりつけ薬剤師・薬局
- お薬手帳
- ポリファーマシー
- セルフメディケーション税制
- 要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度
- 感染症ウイルス等感染予防
- 医薬品副作用救済制度



かかりつけ薬剤師・薬局

「かかりつけ薬剤師」とは、薬による治療のこと、健康や介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、患者さんや生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師のことをいいます。

かかりつけ薬剤師は、皆さんご自身が選択するものです。

薬の専門家が身近にいるから安全・安心に薬を使用できます

ひとりの薬剤師がひとりの患者さんの服薬状況を一カ所の薬局でまとめて管理することにより、薬の重複や飲み合わせのほか、薬が効いているか、副作用がないかなどを継続的に確認します。



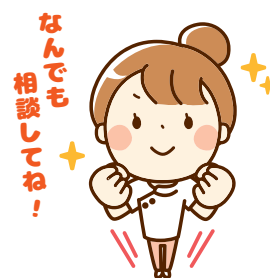
24時間対応を行ったり、在宅医療を行う機能があります

休日や夜間など薬局の開局時間外も、お薬に関する相談に応じています。また、外出が難しい高齢者などの患者さんのお家に伺い、お薬の説明をしたり、お薬が残っていないか確認を行うなど在宅医療のサポートもします。



処方医や医療機関と連携し、チームでサポートします

処方内容を確認し、必要に応じて医師への問い合わせや提案を行います。患者さんに薬を渡した後も患者さんの状態を見守り、その様子を処方医にフィードバックしたり、残薬の確認を行います。また、広く健康に関する相談にも応じ、場合によっては医療機関への受診もお勧めすることもあります。このように、地域の医療機関とも連携し、チームで患者さんを支えられる体制を整えています。



お薬手帳

現在自身が内服している薬の名前や、用量・用法、処方日数、医療機関などを記録できる手帳です。

その他にも、副作用歴、アレルギー歴、既往歴などを記載する欄があるので、これらを把握することもできます。

また、複数の医療機関に通院している際は、お薬の重複や飲み合わせなどのチェックもできます。

お薬手帳

- お薬手帳は、医師・歯科医師・薬剤師にご提示下さい。
- ひとり1冊に情報をまとめましょう。

かかりつけ薬局

氏名

No.

年 月 日～年 月 日

一般社団法人秋田県医師会
一般社団法人秋田県歯科医師会
一般社団法人秋田県薬剤師会

くすりの「安全な服用」
まずは「お薬手帳」の提示から！

いざという時、「くすり」のこと、説明できますか？

- 複数の医療機関にかかっていますか？
- 健康食品を飲んでいませんか？
- 災害などの緊急時でも役立ちます！

【お薬手帳】は持って歩ける、あなたの「くすりのカルテ」です。

秋田県医師会 / 秋田県歯科医師会 / 秋田県薬剤師会
秋田県薬剤師会 2021年7月28日版



ポリファーマシーについて

ポリファーマシーとは、病気の数が増え多くの薬を服用することにより、副作用を起こしたりきちんと薬が服用できなくなる状態をいいます。薬を服用して気になる症状があっても勝手に服用を止めたり減らすのはよくありません。必ず医師や薬剤師に相談しましょう。そのためにもかかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう。



セルフメディケーション税制について



セルフメディケーション税制とは、特定の医薬品購入額の所得控除制度のことで、健康維持増進および疾病予防への取り組みを行う個人が、2017年1月1日以降、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)の購入費用について所得控除を受けることができる制度です。



要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度について

分類	要指導医薬品	一般用医薬品			
		第一類医薬品	指定第二类医薬品	第二类医薬品	第三類医薬品
定義	副作用等で健康被害が起こる可能性がある医薬品のうち、特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	特にリスクが高い医薬品	リスクが比較的高く、特に注意を要する医薬品	リスクが比較的高い医薬品	リスクが比較的低い医薬品
表示	要指導医薬品	第1類医薬品	第②類医薬品 第Ⅱ類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
対応する専門家	薬剤師 	薬剤師又は登録販売者 			
情報提供	義務	努力義務		法律上定め無し	
陳列方法	購入者は製品を直接手に取ることが出来ません	情報提供場所から7m以内に陳列		購入者は製品を直接手に取ることが出来ます	

感染症ウイルス等の消毒・除菌方法について

感染症ウイルス等への感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れること、または、ウイルスがついた手指で口、鼻や眼の粘膜に触れることで起こります。このため、飛沫を吸い込まないように人との距離を確保し、会話時にマスクを着用し、手指のウイルスは洗い流すことが大切です。さらに、身の回りのモノを消毒することで、手指につくウイルスを減らすことが期待できます。



手や指などのウイルス対策

・手洗い

手や指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要です。手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせます。



【出典】厚生労働省啓発資料

・アルコール(濃度70%以上95%以下のエタノール)

手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効です。アルコールは、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化するものです。また、手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」(「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの)を使用してください。(一部のウイルス等には有効性が確認できておりません。)

+ 医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うすべての人に知ってほしい制度です

病院や診療所で処方されたお薬、薬局で購入したお薬を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済する制度です。

救済制度窓口

☎0120-149-931

午前9時～午後5時
月～金(祝日・年末年始を除く)